

第3章 実施施策



1 交通事故のない、安全安心な自転車利用の推進

該当する SDGs の目標（ゴール）



（1）交通安全教育の推進

ア 学校教育や地域等における交通安全教室の推進

- ・現在、圏域内の小・中学校において、適宜交通安全教室が行われていますが、今後とも継続的に推進していくとともに、高校においても自転車の安全利用のための啓発活動や指導を推進します。

イ 自転車指導員等の人材の育成

- ・交通安全協会等との連携を図りながら、自転車指導者育成のための研修会への参加を促すなど、自転車の交通安全の普及・啓発を担う人材の育成を図ります。

ウ コミュニティ・事業所等における安全意識の普及・啓発

- ・自治体等が開催する交通安全教室へ交通安全教育講師を派遣し、幼児から高齢者まで幅広い世代に応じた交通安全教育の場を提供します。
- ・「自転車安全利用五則」の周知等により自転車利用の安全意識の普及・啓発に努めます。

自転車はルールを守って安全に

～自転車に関係する交通事故は、全体の約1割を占めています～

【自転車利用安全五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行(※)
- 4 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・ふたり乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(※) 歩道で自転車同士がすれ違うときは、**相手を右側に見てすれ違いましょう**

* 雪道や凍った道路では、自転車を降りて歩きましょう。
* 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。



長野県自転車
安全・安心PRキャラクター
風野 りん
イラスト/雨宮理真

図 長野県 自転車安全利用啓発カード（長野県県民文化部くらし安全・消費生活課）

(2) 自転車の安全利用に向けた環境づくり

ア 自転車利用の安全性確保

- ・ TS マーク※やBAA マーク※など、一定の品質水準を満たした自転車の普及を促進します。
- ・ 県内では高齢者の自転車単独死亡事故が多くなっていることを踏まえ、ヘルメット着用の促進に向けた普及・啓発を図ります。

表 TS マークと BAA マークの概要

TS マーク	BAA マーク
自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるマーク。このマークには傷害保険と賠償責任保険、被害者見舞金（赤色TSマークのみ）が付いている（付帯保険）	一般社団法人自転車協会が定めた自転車安全基準に適合した車両に貼付されるマーク
<p>第一種TSマーク (青)</p> <p>第二種TSマーク (赤)</p> <p>第一種点検整備済みTSマーク (青色TSマーク 3.0cm×5cm)</p> <p>第二種点検整備済みTSマーク (赤色TSマーク 3.5cm×5cm)</p>	<p>◀「BAAマーク」</p> <p>◀「幼児2人同乗基準適合車」マーク</p>

イ 自転車点検・整備の促進

- ・ 交通安全教室などを通じて、自転車の日常点検の必要性と方法を周知し、点検・整備を促進します。
- ・ 自転車販売店と連携し、点検・整備を促進する広報啓発を検討します。

ウ 自転車保険の加入促進

- ・ 令和元年 10 月 1 日より自転車損害賠償保険等への加入が義務化されていることから、保険会社等と協力しながら情報提供等を行い、加入促進を図ります。
- ・ レンタサイクル利用者のための保険制度の導入に向けて、関連団体や保険事業者との連携により検討を進めます。

(3) 災害時における自転車の活用推進

ア 災害時における自転車活用の検討

- ・ 災害発生時において、被災状況の把握や住民の避難、ボランティアや支援者の移動支援等に自転車を活用する場合の課題と有用性について検討します。

【県内の災害時の自転車活用事例】

令和3年8月20日、上伊那郡辰野町において、停滞した前線による大雨で土砂崩れなどの被害が発生した際、マウンテンバイクの活用による被害状況の確認が行われました。気候変動にともなう自然災害の激甚化・頻発化の中で、自転車の機動性を生かした活用可能性の広がりが期待されます。

2 自転車利用環境の向上

該当するSDGsの目標（ゴール）



(1) 自転車通行空間の計画的な整備

ア 自転車通行空間ネットワークの整備

- ・ JACR (Japan Alps Cycling Road)、北アルプスサイクリングモデルコースを軸に、道路管理者(国・県・市町村)との連携を図りながら、自転車通行空間のネットワーク化を図ります。
- ・ 自転車ネットワーク計画に基づき、矢羽根型路面表示の設置などにより自転車通行空間の確保を計画的に進めます。

【「Japan Alps Cycling」プロジェクト】

「長野県自転車活用推進計画」の目標にある「Japan Alps Cycling」ブランドの構築に向け、官民連携によるオール長野で取り組むための推進体制として、令和元年（2019年）6月18日に「Japan Alps Cycling プロジェクト」が設立されました。

自転車による地域の振興に寄与を目的として、「サイクルツーリズム推進団体間の情報発信・連携促進」、「サイクルツーリズムに関わる人材の育成」、「安全に関する普及、啓発」等の取組みを推進しています。



イ 危険箇所への対応

- ・ 自転車走行上、交通事故の危険のある箇所において、舗装や路肩等の改良や注意喚起看板の設置等により、視距の向上や自転車走行のリスク低減を図ります。標識の設置にあたっては、北アルプス地域共通のサインを検討します。

(2) 民間事業者及び他の交通機関との連携強化

ア サイクルステーション（CS）の充実と情報発信

- ・自転車利用者のサポートを行う拠点として、サイクルステーションの充実を図ります。また、サイクルステーションの位置情報やサービス内容等の情報発信を行います。

【サイクルステーション】

サイクルステーションは、休憩や自転車の簡単な調整、周辺情報を入手できるスポットで、北アルプス地域の各所に設置されています。



目印のタペストリー



サイクルステーションとなっている店舗

イ 公共交通（鉄道、バス）との連携による広域的な利用環境づくり

- ・域外から来訪するサイクリストにとって、サイクルツーリズムの起点となりうる、「自動車駐車場」、「鉄道駅」、「バスターミナル」において、案内機能の充実や、輪行作業スペース（自転車の組立や解体）の確保を図ります。
- ・北アルプス地域は広範囲で起伏が激しい地形条件であることから、サイクルトレインやサイクルバスの運行など公共交通との連携による広域かつ多様な自転車利用環境づくりを検討します。

【サイクルトレイン】

自転車を鉄道車両内に、輪行状態ではなく解体せずに持ち込むことができるサービス。すでに全国 52 社 62 路線で「サイクルトレイン」（自転車を解体せず鉄道車両内に持ち込めるサービス）や「サイクルバス」の運行が実施されています（国土交通省 Good Cycle Japan HP より）

令和3年は、9月11日、10月9日、11月13日に、JR大糸線（南小谷～糸魚川）においてサイクルトレインが運行されました。



大糸線サイクルトレイン車両内の様子（令和3年9月）

3 健康長寿・脱炭素社会の構築に向けた自転車利用の推進

該当する SDGs の目標（ゴール）



（1）健康増進のための自転車利用の促進

ア 健康増進ツールとしての自転車活用のPRの促進

- ・海外では自転車は生活習慣病のリスクを低減する効果があるという報告もあり、自転車の利活用が日本人の健康を支える大きな役割を果たすことが期待されています。そのため、県が展開している「信州 ACE（エース）プロジェクト」を念頭に置きながら健康部局と連携し、健康増進のツールとしての自転車活用の情報発信を推進します。

【信州 ACE（エース）プロジェクト】

長野県が展開する健康づくり県民運動の名称。ACE は脳卒中等の生活習慣病予防に効果のある Action（体を動かす）、Check（健診を受ける）、Eat（健康に食べる）を表し、世界で一番（ACE）の健康長寿を目指す想いを込めたものです。

生活習慣病予防のための3つの重点項目とキャッチフレーズ

Action (体を動かす)	毎日続ける速歩と体操	～休日は楽しみながらウォーキング～
○長野県発のインターバル速歩や信州の自然を満喫できるウォーキング、地域のオリジナル体操やラジオ体操・ストレッチ等で体を動かしましょう。		
Check (健診を受ける)	家族そろって必ず健診	～毎年の歯科チェック、毎日の血圧チェックも～
○家族全員が年に1回は健診や歯科チェックを受け、生活習慣を見直す機会にするとともに、血圧が高めの方は、毎日測定するようにしましょう。		
Eat (健康に食べる)	減らそう塩分、増やそう野菜	～1食の塩分は3g、野菜はもう一皿～
○調味料の使い方を工夫した食事や野菜を使った料理を楽しむとともに、外食などの際には塩分表示を確認しましょう。		

（長野県健康福祉部健康増進課健康づくり推進係）

イ 日常生活圏における自転車利用環境の充実

- ・日常生活圏において、健康増進として気楽に自転車を利用できる簡単な周遊コース等の設定を検討します。

（2）サイクルスポーツの振興

ア まちづくりとの連携によるイベント・競技会のPR

- ・北アルプス地域では、サイクルスポーツイベントや競技会が開催されてきた歴史があり、国内外の多くのアスリートが北アルプス地域に訪れます。そのため、まちづくりとの連携によ

り、イベント・競技会のPRやサイクルスポーツを一般市民に身近に感じられる機会づくりなどを通じて、サイクルスポーツへの理解を広めます。

イ サイクルスポーツ団体等の活動支援

- ・地元のスポーツ団体から国内屈指の選手を輩出している例もあることから、サイクルスポーツ団体や競技者の活動支援（国内外の競技会への参戦状況や結果などの情報発信等）により、一般市民にも関心を持ってもらえるよう普及・啓発を促進します。

ウ 自然環境と自転車が共存できる環境・ルールづくり

- ・マウンテンバイクの利用が見込まれるエリアにおいて、トレイルの整備と併せ、生態系保護や登山道の損傷防止の観点から、適正な利用に向けたルールづくりを検討します。

(3) 自転車利用促進による脱炭素社会への寄与

ア 交通手段の転換促進

- ・長野県ゼロカーボン戦略を踏まえ、自転車への交通手段転換を促進します。（自転車通勤の普及啓発）

イ 自転車利用促進に取り組む事業者への評価充実

- ・国土交通省で創設が検討されている「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト（仮称）」の普及・啓発に努めます。



白馬岩岳 MTB パーク（白馬村）

4 北アルプスサイクルツーリズムの推進

該当する SDGs の目標（ゴール）



(1) 誰もが楽しめるサイクルツーリズムの展開

ア 来訪者のための拠点づくりや情報発信

- ・域外からサイクリングに訪れる方の拠点となる駐車場の整備を推進します。また、電気自動車の充電スタンドの設置箇所情報など、サイクルツーリズムを楽しむための情報提供を推進します。

イ 点在する観光資源の連携による自転車利用環境の向上

- ・北アルプス地域には様々な観光資源が点在しており、四季折々で地域の魅力づくりの要素となっています。これら観光資源や集客施設との連携により、サイクルラックの設置やサイクルステーション登録、民間事業者と連携したレンタサイクルの充実などにより、観光客が自転車を利用しやすい環境づくりを推進します。
- ・地域の食文化や温泉など、従来の地域資源と結び付けた情報発信により、経済波及効果の創出を目指します。

【長野県自転車貸付事業者登録制度について】

長野県では、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」等に基づき、レンタルサイクルやシェアサイクル等を安全に利用できる環境を創出し、自転車貸付事業者の発展を支援するため、一定の基準を満たす事業者の登録制度を運用しています。



〈登録証とステッカー〉

(長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課)

ウ 地域特性を活かした旅行商品の開発と人材育成

- ・北アルプス地域は豊かな自然環境を背景に、各種自転車アクティビティ（ロード、MTB、グラベル（未舗装路））に対応できる走行環境を有しています。そのため、これら多様なサイクリ

ングルートを生かしたガイドツアーなどの旅行商品の開発を推進します。

- ・また、サイクリングを通じて地域の魅力を発信していくため、人材の育成（ツアーガイド等）に努めます。

エ 外国人旅行者への対応

- ・ウインターシーズンを中心に多くの外国人観光客が訪れることから、グリーンシーズンにおけるサイクルツーリズムについても情報発信を行うとともに、案内標識やマップの多言語化の推進、ピクトグラムを導入により、外国人旅行者の受け入れ態勢の構築を推進します。

(2) 北アルプスからの自転車文化の発信

ア 圏域統一のサイクルツーリズム情報の発信

- ・北アルプス地域の5市町村ではそれぞれのサイクリング資源を有しており、マップやパンフレットも個別に多種多様なものが存在します。そのため、サイクルツーリストによりわかりやすい情報発信を目的として、圏域全体としてサイクリングマップ・パンフレットの統一化・集約化を検討します。
- ・インターネットを通じて、北アルプス地域の観光情報やサイクリングに関する情報発信に努めます。

イ マナー向上への意識啓発

- ・観光情報発信やイベント開催と併せ、北アルプス地域におけるサイクリングマナー（歩行者優先の原則、交通ルールの順守、ハンドサイン等）向上のための意識啓発を推進します。

ウ 大都市圏におけるPRの推進

- ・サイクルモードなど大都市圏の自転車イベントにブースの出展等を行い、広くPR活動を展開します。



ファットバイク雪上ライド（小谷村）

第4章 自転車ネットワーク計画



1 自転車ネットワーク計画の考え方

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」においては、自動車の交通量や通行速度等により「自転車道」、「自転車専用通行帯」、「車道混在」の3種類の整備形態が示されています（下図参照）。北アルプス地域においては、自転車ネットワーク路線の連続性が早期に確保できるよう、以下の整備形態のいずれかのパターンでの自転車通行空間の確保を図ります。

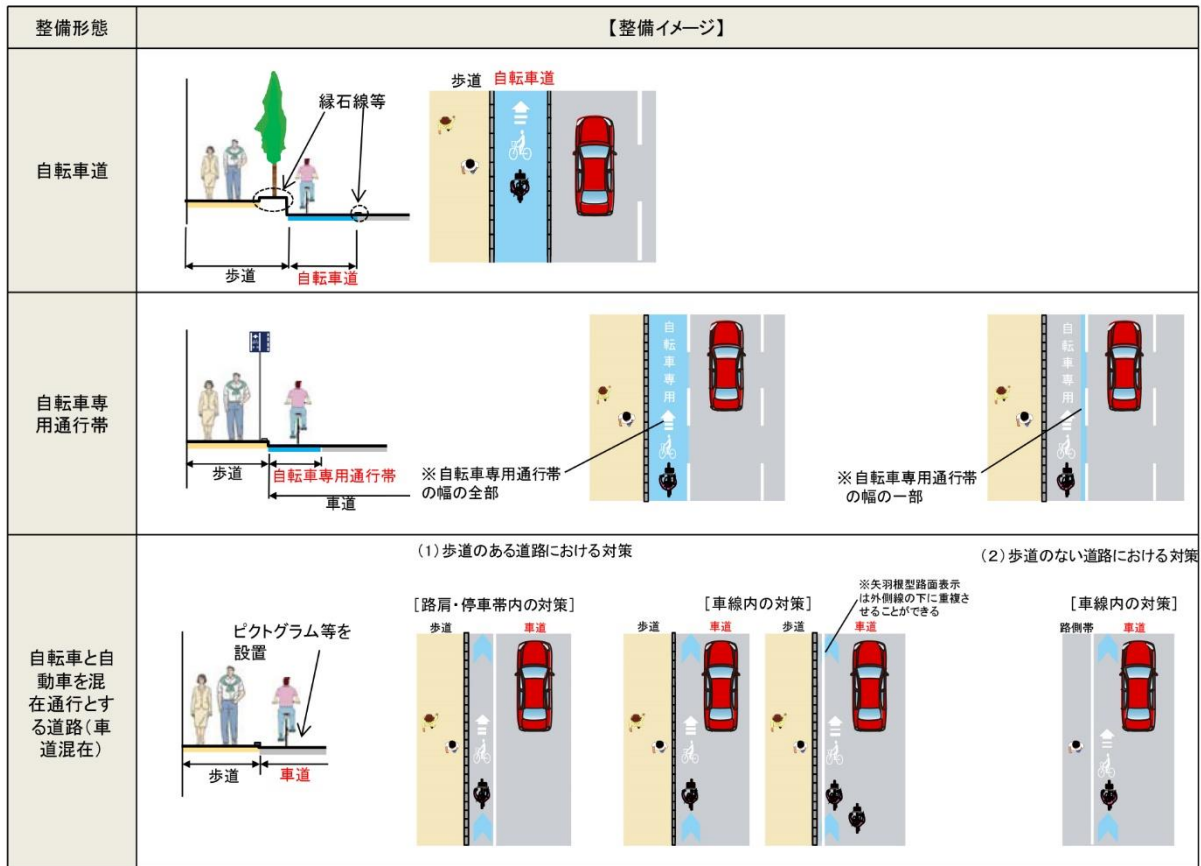


図 基本的な整備形態（イメージ）

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）

北アルプス地域における「矢羽根型路面表示」の設置事例

「矢羽根型路面表示」とは、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すものです。また、自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示です。

現在、北アルプス地域では、県と市町村が連携し、自転車通行における安全性確保の優先度が高い路線を「自転車ネットワーク路線」と位置づけ、この矢羽根型路面表示を進めています。

限られた道路空間を、歩行者、自転車、自動車のそれぞれが安全かつ快適に共有することで、「自転車交通事故ゼロ」を目指しています。



県道有明大町線 松川村安曇野ちひろ美術館付近に設置されている矢羽根型路面表示

2 自転車ネットワーク計画

各市町村の自転車ネットワーク計画を以下に示します。

(1) 大町市



(2) 池田町



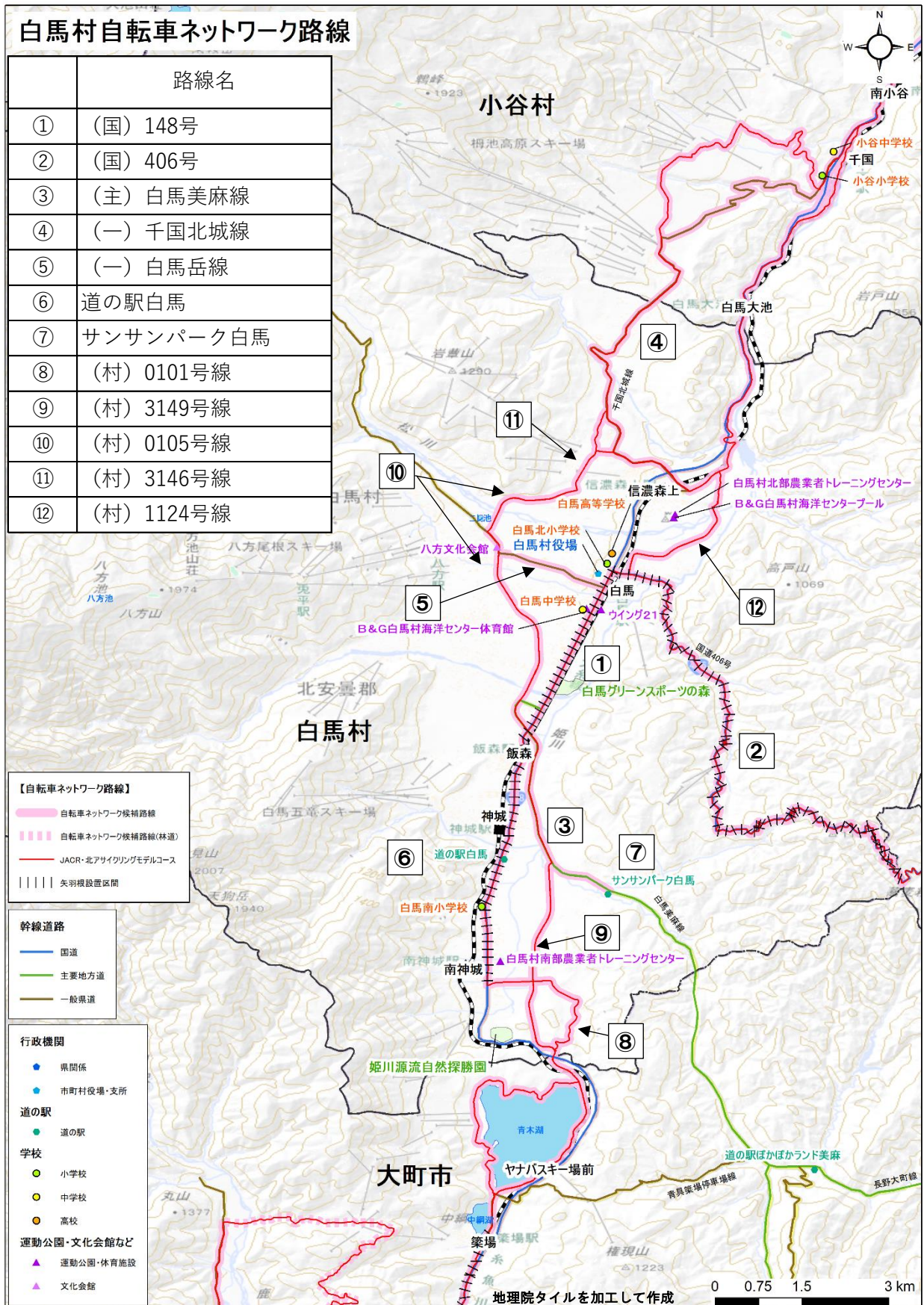
	路線名
①	(一) 上生坂信濃松川(停)線
②	(主) 大町明科線
③	(一) 原木戸安曇追分(停)線
④	(一) 宇留賀池田線
⑤	道の駅池田
⑥	(町) 町道251~207号線
⑦	(町) 町道山麓線

(3) 松川村



	路線名
①	(一) 有明大町線
②	(一) 上生坂信濃松川(停)線
③	(一) 矢地赤芝線
④	道の駅安曇野松川
⑤	(村) 1003
⑥	(村) 1004
⑦	(村) 1006
⑧	(村) 1007
⑨	(村) 1008
⑩	(村) 6538
⑪	(村) 6600

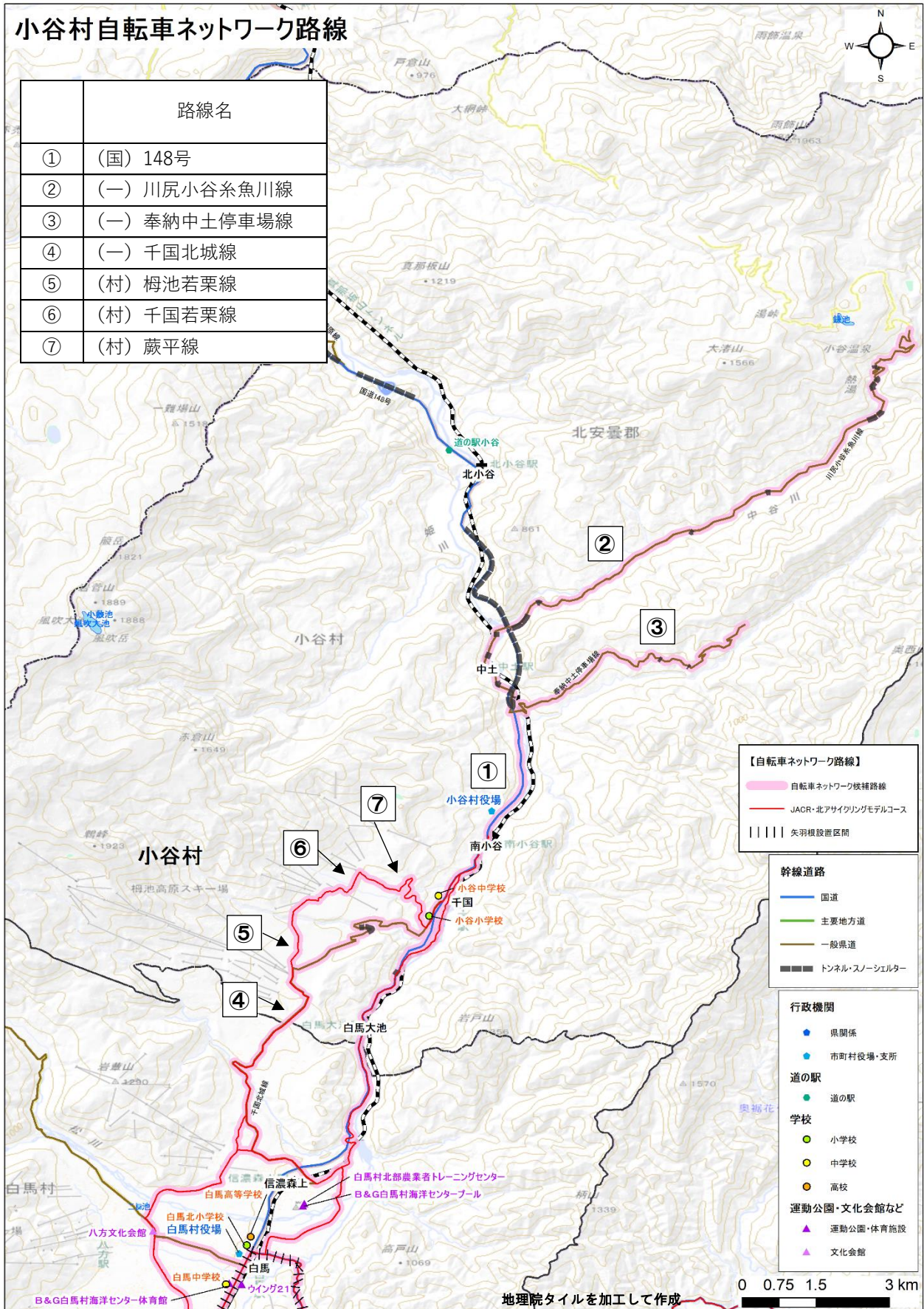
(4) 白馬村



(5) 小谷村

小谷村自転車ネットワーク路線

	路線名
①	(国) 148号
②	(一) 川尻小谷糸魚川線
③	(一) 奉納中土停車場線
④	(一) 千国北城線
⑤	(村) 梅池若栗線
⑥	(村) 千国若栗線
⑦	(村) 蕨平線



3 自転車ネットワークの整備方針

	路線名	事業優先度		想定される整備形態
		短期 (5年以内)	中・長期 (5年～20年)	
大町市	① (国) 148号	○		矢羽根型路面表示設置 (L=2,500m)
	② (主) 長野大町線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,000m)
	③ (主) 扇沢大町線		○	
	④ (主) 大町麻績インター千曲線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=3,300m)
	⑤ (一) 白馬岳大町線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=6,700m)
	⑥ (一) 有明大町線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,000m)
	⑦ (一) 槍ヶ岳線		○	
	⑧ (一) 大平大峰沓掛線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=700m)
	⑨ (一) 信濃大町(停)線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,200m)
	⑩ (一) 青具築場(停)線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=800m)
	⑪ (市) 青木佐野坂線		○	
	⑫ (市) 青木白浜線		○	
	⑬ (市) 青木1号線		○	
	⑭ (市) 築場駅線		○	
	⑮ (林) 小熊黒沢線		○	
	⑯ (市) 木崎海ノ口線		○	
	⑰ (市) 森南線		○	
	⑱ (市) 借馬森線		○	
	⑲ (市) 木崎稲尾線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,600m)
	⑳ (市) 木崎野口泉線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=5,900m)
	㉑ (市) 源汲16号線		○	
	㉒ (市) 野口源汲線		○	
	㉓ (市) 高根花見線		○	
	㉔ (市) 野口39号線		○	
	㉕ (市) 仁科町1号線		○	
	㉖ (市) 八日町五日町線		○	
	㉗ (市) 曾山観音橋線		○	
	㉘ (市) 神栄町三日町線		○	
	㉙ (市) 常光寺山の寺線		○	
	㉚ (市) 神明宮線		○	
	㉛ (市) 高瀬川左岸線		○	
	㉜ (市) 相川池田線		○	
池田町	① (一) 上生坂信濃松川(停)線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,000m)
	② (主) 大町明科線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=4,000m)
	③ (一) 原木戸安曇追分(停)線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,800m)
	④ (一) 宇留賀池田線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=5,000m)
	⑤ 道の駅池田	○		サイクルステーション
	⑥ (町) 町道251～207号線		○	矢羽根型路面表示設置 (L=5,300m)
	⑦ (町) 町道山麓線		○	矢羽根型路面表示設置 (L=4,700m)

第4章 自転車ネットワーク計画

	路線名	事業優先度		想定される整備形態
		短期 (5年以内)	中・長期 (5年～20年)	
松川村	① (一) 有明大町線			矢羽根型路面表示設置済み
	② (一) 上生坂信濃松川(停)線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,000m)
	③ (一) 矢地赤芝線	○		矢羽根型路面表示設置 (L= 200m)
	④ 道の駅安曇野松川	○		サイクルステーション
	⑤ (村) 1003		○	舗装修繕 (L= 950m)
	⑥ (村) 1004			
	⑦ (村) 1006			
	⑧ (村) 1007		○	舗装修繕 (L= 350m)
	⑨ (村) 1008		○	舗装修繕 (L=3,000m)
	⑩ (村) 6538		○	舗装修繕 (L=2,500m)
	⑪ (村) 6600			
白馬村	① (国) 148号			矢羽根型路面表示設置済み
	② (国) 406号			矢羽根型路面表示設置済み
	③ (主) 白馬美麻線			矢羽根型路面表示設置済み
	④ (一) 千国北城線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=4,700m)
	⑤ (一) 白馬岳線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,600m)
	⑥ 道の駅白馬	○		サイクルステーション
	⑦ サンサンパーク白馬	○		サイクルステーション
	⑧ (村) 0101号線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=2,500m)
	⑨ (村) 3149号線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=3,500m)
	⑩ (村) 0105号線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=4,700m)
	⑪ (村) 3146号線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,500m)
	⑫ (村) 1124号線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=4,400m)
小谷村	① (国) 148号	○		矢羽根型路面表示設置 (L=1,000m)
	② (一) 川尻小谷糸魚川線		○	
	③ (一) 奉納中土停車場線		○	
	④ (一) 千国北城線	○		矢羽根型路面表示設置 (L=5,700m)
	⑤ (村) 梅池若栗線		○	
	⑥ (村) 千国若栗線		○	
	⑦ (村) 蕨平線		○	



1 関係機関の連携・協力

本計画の目標達成に向けて、「北アルプス地域自転車活用推進協議会」を構成する民間事業者及び行政が中心となり、地域住民と連携しながら計画の推進を図ります。

また、「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」において加入が義務付けられている自転車損害賠償保険等については、重要性の周知などを含め、加入促進のための取組みを関係機関と連携して行います。

2 計画のフォローアップ及び見直し

本計画については、毎年度において施策の進捗状況に関するフォローアップを行い、その結果を公表するほか、結果や社会情勢を踏まえ、必要な措置について柔軟に追加や更新を行うPDCAサイクルを設定し、適切に施策を推進していきます。

また、国や県の自転車活用推進計画において改定がなされた場合には、本計画との整合性を確認のうえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

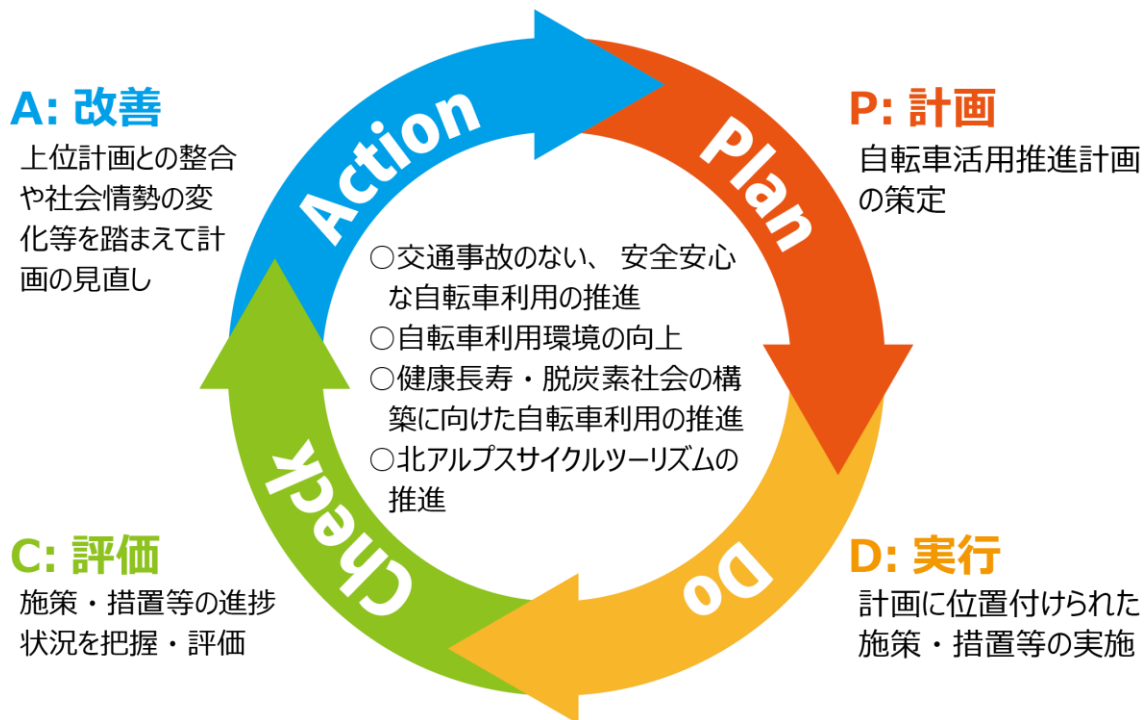


図 PDCAサイクル

資料編

1. 北アルプス地域自転車活用推進協議会設置要綱

北アルプス地域自転車活用推進協議会設置要綱

(設置)

第1 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条1項に規定する市町村自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関する意見聴取並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、北アルプス地域自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び変更に関する意見聴取
- (2) 計画の実施に係る連絡調整
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長、副会長それぞれ1名を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 構成員の報酬は、無報酬とする。
- 4 構成員が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人が会議に出席することができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6 会議の庶務は、北アルプス地域振興局企画振興課において行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

2. 北アルプス地域自転車活用推進協議会構成員名簿

(別紙)

区分	団体名		役職	代表者	備考
民間団体	1	小谷サイクルツーリズム協議会	代表	新井 東珠	
	2	国営アルプスあづみの公園 大町・松川地区	専門役	宮田 弘康	
	3	(株)鹿島槍	代表取締役	西沢 勇人	
	4	(株)アドソニック	代表	塩澤 将士	
	5	一般社団法人ライド長野	専務理事	松島 義一	
	6	白馬五竜観光協会	局員	佐藤 文生	
	7	カイザー	代表	清水 康博	
	8	株式会社 白馬フォーティセブン	代表	前田 貴典	
	9	建設業協会大北支部	青年部会長	吉田 正	
観光団体	1	大町市観光協会	事務局長	菊原 昭一	会長
	2	池田町観光協会	事務局長	片瀬 登	
	3	松川村観光協会	事務局長	武田 和巳	
	4	白馬村観光局	事務局長	福島 洋次郎	副会長
	5	小谷村観光連盟	事務局長	堀 克彦	
交通関係	1	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社北陸地域広域鉄道部	大糸線担当部長	柴田 一博	
	2	東日本旅客鉄道株式会社 信濃大町駅	駅長	塩原 佳春	
	3	アルピコ交通株式会社 白馬営業所	所長	工藤 秀行	
警察	1	大町警察署 交通課	交通係長	内田 秀樹	
県	1	北アルプス地域振興局 企画振興課	課長	土屋 征寛	
	2	" 総務管理・環境課	"	小林 衛	
	3	" 農地整備課	"	小林 照男	
	4	" 林務課	"	伊藤 実	
	5	" 商工観光課	"	藤戸 昌浩	
	6	大町保健福祉事務所 健康づくり支援課	"	藤澤 里美	
	7	大町建設事務所 整備・建築課	"	宮崎 哲也	
	8	" 維持管理課	"	藤森 秀一	
市町村	1	大町市 建設課	課長	松田 紀幸	
	2	" 観光課	"	松澤 まさみ	
	3	池田町 建設水道課	"	丸山 善久	
	4	" 産業振興課	"	宮澤 達	
	5	松川村 建設水道課	"	太田 健一	
	6	" 経済課	"	高山 重典	
	7	白馬村 建設課	"	矢口 俊樹	
	8	" 観光課	"	太田 雄介	
	9	小谷村 建設水道課	"	佐藤 孝行	
	10	" 観光地域振興課	"	山田 久志	

3. 計画策定の経緯

年月日	項目
令和2年12月22日	第1回市町村会議 ・ 策定の進め方 ・ 協議会設置について ・ 資料提供依頼
令和3年3月8日	第1回 北アルプス地域自転車活用推進協議会 ・ 協議会の設置について ・ 「北アルプス地域自転車活用推進計画（仮称）」策定について
令和3年7月21日	第2回 北アルプス地域自転車活用推進協議会（書面開催） ・ 北アルプス地域自転車活用推進計画（骨子案）について
令和3年10月4日	第3回 北アルプス地域自転車活用推進協議会 ・ 北アルプス地域自転車活用推進計画（素案）について
令和3年11月～12月	各市町村にてパブリックコメントの実施
令和4年1月27日	第4回 北アルプス地域自転車活用推進協議会（書面開催） ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 北アルプス地域自転車活用推進計画（案）について
令和4年3月	計画の策定

北アルプス地域自転車活用推進計画

令和4年3月

発行・編集 北アルプス地域自転車活用推進協議会

大町市	建設課・観光課	大町市大町 3887	0261-22-0190
池田町	建設水道課・産業振興課	北安曇郡池田町池田 3203-6	0261-62-3131
松川村	建設水道課・経済化	北安曇郡松川村 76-5	0261-62-3111
白馬村	建設課・観光課	北安曇郡白馬村北城 7025	0261-72-5000
小谷村	建設水道課・観光地域振興課	北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131	0261-82-2001
